

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年4月1日、及び資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は同年10月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年9月までは50円、同年10月から20年9月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年10月20日まで

私は、昭和15年頃から終戦後まで、A社で勤務したが、年金事務所からは、同社における私の厚生年金保険被保険者記録において、資格取得日は確認できるものの、資格喪失日の記載は無く、日本年金機構で資格喪失日を認定することができない旨の回答があった。私は、学校を卒業してすぐに同社の寮に入り勤務し始め、終戦後、B都道府県に戻って来るまで、一度も退職することなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同姓同名で生年月日が16日違い（大正14年*月*日）の被保険者に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、A社において、資格取得日が昭和17年1月1日、資格喪失日が記載されていない被保険者記録が確認できる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和20年4月1日、資格喪失日が同年10月20日とされている被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録における労働者年金保険被保険者台帳の記号番号は上記の旧台帳の記号番号と同一の番号となっている。

さらに、申立人の詳細な供述から、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと認められる。

これらのことから、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

また、上述のとおり資格取得日が昭和 17 年 1 月 1 日と記録されている旧台帳の記号番号に係るオンライン記録を見ると、資格取得日が同年 6 月 1 日で資格喪失日が無い未統合の記録となっていることが確認できる。

このことについて、年金事務所は「申立人の A 社の一部の記録については、資格取得日は確認できたが、被保険者名簿等に資格喪失日の記載は無く、日本年金機構で資格喪失日を認定することはできない。」と回答している。

一方、申立人の旧台帳には、「補正不能台帳」と押印されているところ、昭和 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、申立人同様、旧台帳において資格喪失日の記載が無く「補正不能台帳」と押印され、前述の被保険者名簿において 20 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚のオンライン記録を見ると、同年 4 月 1 日において一旦資格を喪失し、再度同日において資格を取得していることが確認できる。

なお、上述の未統合記録のうち、旧台帳における労働者年金保険被保険者資格取得日が昭和 17 年 1 月 1 日と記載されているのに対し、オンライン記録における資格取得日が同年 6 月 1 日となっていることについて、労働者年金保険法においては、同年 1 月に同法が施行された後、適用準備期間を経て保険料徴収が開始されたのは同年 6 月からとされていることから、制度上、労働者年金保険の被保険者期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年 6 月 1 日以降の期間となるものである。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 4 月 1 日に資格を一旦喪失し、再度同日において資格を取得し、同年 10 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の旧台帳及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 9 月までは 50 円、同年 10 月から 20 年 9 月までは 70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月1日から58年1月1日まで

私は、昭和56年から57年までの2年間、A百貨店のB関連売場にあったC社の売場で、「D商品」等の販売をしていたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年から57年までの2年間、A百貨店のB関連売場にあったC社の売場で勤務していたと申し立てしているところ、同社は59年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡している上、事業主の家族は、「A百貨店にあった売場は昭和54年まで営業していたが、申立人のことは記憶に無い。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記事業主の家族は、C社の上記売場で勤務していた従業員3人の氏名を記憶しているが、そのうちの2人については、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、必ずしも上記売場で勤務していた全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 3 月 9 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 8 日まで A 社に勤務したが、ねんきん定期便によると、同社の標準報酬月額が、43 年 8 月に 4 万 2,000 円から 2 万 8,000 円に下がった記録となっている。

在職期間において、給与が下がったことや、怪我や病気で欠勤して給与が減ったことはないので、標準報酬月額の減額について調査した上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立期間については、法定保存期間を経過しているため賃金台帳等の資料は無く、当時の標準報酬月額を確認することはできないが、昭和 43 年 4 月に、それまで年 4 回支給していた賞与を年 2 回の支給としたため、同年 8 月の改定時に標準報酬月額が下がったものと類推される。」旨回答しているところ、申立期間当時は、賞与から厚生年金保険料は控除されておらず、賞与の支給回数が年 4 回以上の場合、前 1 年間の賞与支給総額を 12 で除した平均額と各月の給与支給額を合算して標準報酬月額を算定するが、年 3 回以下の賞与は標準報酬月額の算定には含まないとされている。

また、申立人と同時期（昭和 40 年 4 月）に A 社に入社し、昭和 43 年 8 月時点で在籍している同僚のうち、22 人に係るオンライン記録を見ると、22 人全員の標準報酬月額の記録が同年 8 月の改定時に前年の標準報酬月額より低額となっている上、このうち連絡が取れた複数の同僚は、「在職期間当時、賞与の回数が年 2 回に変更になったことがある。」旨供述していることから、同社における年 4 回から年 2 回への賞与支給回数の変更に伴い、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がそれ以前より低額となったものとするのが相当である。

さらに、A社健康保険組合から提供された申立人に係る被保険者台帳に記載された標準報酬月額の記事と、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録とは合致しているとともに、同被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い上、当該標準報酬月額の記録は、オンライン記録とも合致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 2 日から 51 年 1 月 4 日まで

私の夫は、A社が所有する船舶に船長として昭和 50 年 6 月から 51 年 1 月まで乗船した。同社の給料は、それ以前に乗船していた船舶での給料より高かったと記憶している。ねんきん定期便では、同社の標準報酬月額（12 万 6,000 円）が 50 年 5 月まで勤務した事業所の標準報酬月額より低い記録となっているが、納得できないので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船舶所有者別被保険者名簿において、同社は昭和 50 年 6 月 2 日に船員保険の適用事業所となっていることが確認でき、同日付けで船員保険被保険者資格を取得した申立人に係る資格取得時の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い上、当該標準報酬月額の記録は、オンライン記録とも合致している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と共に船員保険の新規適用日に被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額も申立人と同額(12 万 6,000 円)であるほか、申立期間に被保険者資格を取得している 4 人(申立人を含む。)の標準報酬月額(3 人が 12 万 6,000 円、1 人が 9 万 2,000 円)を見ても、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚と比べて低いという事情は見受けられない。

さらに、A社は、「申立期間当時から担当者が何人も替わっており、資料も残っていないため、当時の状況については何も分からない。」旨回答しているほか、同社の船員保険に関する事務を代行していたB船舶海運組合から提供さ

れた申立人に係る船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しによると、申立人の報酬月額欄には12万6,000円と記載されていることが確認できるところ、同組合は、「A社の船員保険に関する事務手続のみを行っており、給与に関する事務は行っていないため、給与台帳等保険料控除を確認できる資料は保管していない。」旨回答している。

加えて、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚は、「当時、給料については会社と手取額を交渉し契約していたので、船員保険料の控除については全く分からない。」旨供述しており、申立人の申立期間に係る船員保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。